

---

## ■ 電力の小売り自由化が始まって2年

---

電力の小売全面自由化が始まって2年が経過しました。

様々な事業者が一般家庭向けの電気を販売できるようになり、店頭や電話、訪問などによる営業活動が行われています。

契約をするときは内容をよく確認し、便乗した勧誘にも気をつけましょう。

---

## ■ 便乗した悪質な勧誘に気をつけましょう

---

### 【事例】

電話で現在契約している大手電力会社を名乗り「電気料金が安くなるプランがあるので、検針票に記載されている情報を教えて欲しい」と言われ、少しでも安くなればと思い、氏名、住所、お客様番号など教えてしまった。

後日知らない業者から封書が届き、契約したことになっていた。大手電力会社に確認したところ、「そのような電話はしていない」と言われた。

電力会社を変えるつもりはなかった。解約したい。

### 【アドバイス】

既に全国で多数の電力会社が新たに電力事業に参入しており、自分の電気の使用状況やライフスタイルに合ったプランを選ぶこともできますが、大手電力会社やその関係会社だと装って、悪質な営業活動を行う事例も報告されています。

契約を締結する際には、電気料金の算定方法や違約金の内容など、契約内容を確認しましょう。

また、電気の契約を申し込む場合には、氏名、住所、お客様番号など、検針票に記載されている情報を小売電気事業者に伝えることが必要です。事業者がこれらの情報を入手できれば、契約の手続きを進めることができるので、電気の契約に関する営業活動を受けた際には、事業者に情報を伝えるかどうか慎重に検討しましょう。

もし、意図に反して契約をしてしまった場合でも、訪問販売、電話勧誘販売であれば、契約書面を受け取った日から8日以内であればクーリング・オフできます。

困ったことがあれば最寄りの市町村や県の消費生活センター・消費生活相談窓口にご相談してください。

---

【消費生活に関するご相談は・・・】

☆ **市町村の消費生活相談窓口**

県下すべての市町村で、消費生活センターや相談窓口が設置されています。

次の消費者ホットラインは、全国どこでも、お近くの市町村や県の相談窓口をご案内します。お気軽にご相談下さい。

《 **消費者ホットライン：188** 》

☆ **大分県の消費生活相談窓口** ※メールやファックスでは受付しておりません。

◇ **消費生活等相談**（契約、販売方法、多重債務、消費生活に関する相談）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～17：30
- ・ 相談電話： **097-534-0999**

◇ **消費生活特別相談**

- ・ 受付時間：日曜日（第3日曜をのぞく）13：00～16：00
- ・ 相談電話： **097-534-0999**

◇ **食品表示110番**（不審な食品表示に関する情報、食品表示に関する質問など）

- ・ 受付時間：月～金曜日（祝、休日をのぞく）9：00～16：30
- ・ 相談電話： **097-536-5000**

---

☆ **メルマガ登録者を募集しています！**

配信ご希望の方は、お名前、市町村名、「PC版または携帯版」の配信希望と書いて、下記メールアドレスあて送信してお申し込みください。（配信停止も同様）

○申込先 → [iness.csm@pref.oita.jp](mailto:iness.csm@pref.oita.jp) （メルマガ専用アドレス）

大分県消費生活・男女共同参画プラザ（アイネス）

〒870-0037 大分県大分市東春日町1番1号（NS大分ビル内）

TEL：097(534)4034 FAX：097(534)0684

ホームページ： <http://www.pref.oita.jp/soshiki/13040/>

E-mail： [oita-shouhi@pref.oita.lg.jp](mailto:oita-shouhi@pref.oita.lg.jp)

---

☆ **メルマガバックナンバー**（これまでの配信内容は、こちらからご覧ください）

<http://cms.ncsv.pref.oita.jp/site/seihinanzen/mailmaga.html>

---

☆ **Facebook**で暮らしに役立つ最新情報を発信しています！

★ Facebookに登録していなくても、見るができます。

<https://www.facebook.com/oita.iness>

-----